



## 特定非営利活動法人 ミタイ・ミタクニャイ子ども基金

### 役員の報酬並びに費用に関する規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニャイ子ども基金（以下、「法人」という。）の定款第 18 条に基づき、法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第 13 条に定める理事および監事とする。

#### (報酬)

第 3 条 この法人の役員は、原則として無報酬とする。ただし、この法人は、一定以上の勤務を定常的に担う役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

#### (報酬の支払方法)

第 4 条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

#### (報酬の支給日)

第 5 条 役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月 25 日に支給する。但し、その支給日が休日に当たるときは、この法人の給料規程に準じて支給する。

#### (報酬の額の決定)

第 6 条 理事の報酬の額は、総会の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会が別に定める算定方法により理事会で決定するものとする。

2 監事の報酬の額は、総会の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議により別に定める算定方法により監事の協議で決定するものとする。

(使用人を兼務する役員への報酬の支払い方法等)

第7条 報酬を受ける役員のうち、職員を兼務する者の報酬および給与についてはその勤務の状況等により役員としての報酬と職員としての給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は役員としての月額報酬を職員としての給与と併せて支給することができる。

3 前項の支給に関し必要な事項は、この法人の賃金規程によるものとする。

(任期の途中での扱い)

第8条 任期の途中において新たに報酬を受ける役員になった者は、その日から報酬を支給する。

2 報酬を受ける役員が任期の途中において報酬を受ける対象でなくなった場合、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支給する。

3 報酬を受ける役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(通勤手当)

第9条 報酬を受ける役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支給の取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、令和3年7月30日から施行する。